

## 地区防災計画の提案に係る手続きについて

### 1 趣 旨

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2の規定に基づく、地区防災計画の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続きについて、必要な事項を定めるものです。

### 2 計画提案の要件

倉敷市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）

### 3 提案時期

通年

※提案した日の属する年度に開催する倉敷市防災会議（以下「防災会議」という。）において、審査対象となるには、防災会議開催予定日（例年1月末に実施予定）の3か月前の日の属する月の末日までに、地区防災計画の素案を次の提案場所へ提出してください。

### 4 提案場所

倉敷市総務局防災危機管理室防災推進課（〒710-8565 倉敷市西中新田640番地）

### 5 提案に必要な書類等

- (1) 地区防災計画提案書（様式第1号）
- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 地区居住者等であることを証する書類（免許証写し、住民票抄本等）

※自主防災組織に関する本市への提出資料により、地区居住者等であることを確認できる場合は提出不要です。

- (4) 登記事項証明書（事業者の場合）

### 6 提案書及び計画の素案等

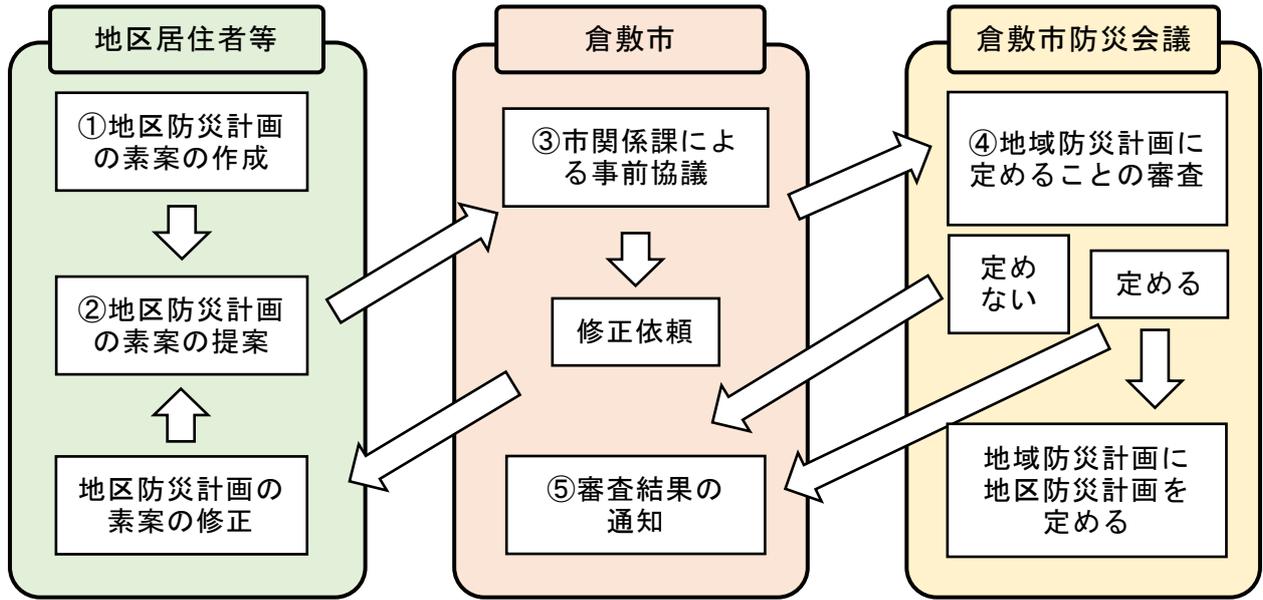
倉敷市防災会議において計画提案の内容を審査し、当該計画を倉敷市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める必要があると認める場合は、提出された地区防災計画の素案の一部又は全部を地域防災計画に定めます。

一方、倉敷市防災会議において地域防災計画に定める必要がないと決定した場合は、その旨及びその理由を提案者に通知します。

### 7 留意事項

地区防災計画の素案の内容が地域防災計画に抵触するものではないこと。また、あらかじめ地区防災計画に関係する団体等と一定の協議を行うこと及び地区防災計画の素案を市へ提案する前に、地区の総意を得てください。

地区防災計画の提案に係る手続きの流れ



**①地区防災計画の素案の作成**

地区居住者等において自主的に作成・提案することを基本とします。また、平時より地区コミュニティ活動が行われている一定のまとまりのある範囲を基本とします。

**②地区防災計画の素案の提案（計画提案）**

次の必要書類等を添付し、倉敷市防災危機管理室防災推進課へ提出します。

- ・地区防災計画提案書【様式1】
- ・地区防災計画の素案
- ・地区居住者等であることを証する書類等（免許証写し、住民票抄本等）
- ・登記事項証明書（事業者の場合）

**③市関係課による事前協議**

- ・提案書に不備はないか
- ・活動の実体はあるか
- ・地区の総意は得られているか
- ・計画対象地区が重複している地区防災計画と整合しているか
- ・地域防災計画に抵触していないか
- ・行政との連携は可能か など

**④倉敷市防災会議による審査**

地域防災計画に定めることの適否を判断

- ・地区防災計画の内容及び実施体制
- ・活動実体はあるか
- ・地区の総意は得られているか
- ・地域防災計画に抵触していないか
- ・その他会長が必要と認める事項

**⑤審査結果の通知**

- ・地域防災計画に定める場合  
⇒提出された計画素案の一部又は全部を地域防災計画に定める。
- ・地域防災計画に定めない場合  
⇒地域防災計画へ定めないと判断した理由を提案者へ通知する。

8 スケジュール

10月末まで	11月	12月	1月	2月
②地区防災計画の素案を作成し、市へ提案	市関係課による事前協議（地域防災計画との整合の確認等）	倉敷市防災会議委員へ地区防災計画の素案の送付	倉敷市防災会議による、地域防災計画に定めることの審査	提案団体へ審査結果の通知